

学校いじめ防止基本方針

令和7年度 東京都立飛鳥高等学校（定時制課程）

令和7年12月19日
校長決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる重大な人権侵害である。
 - (2) 全教職員が「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢で教育活動を行うとともに、どんな些細なことでも親身に相談に応ずる体制を構築する。
 - (3) 生命や人権を大切にする教育の実践や教職員が生徒一人一人を多様な個性を持ったかけがえのない存在であることを強く認識することが、「いじめを許さない」という生徒の意識の育成につながる。
 - (4) 本校の教育目標は、「国際社会で健やかにたくましく生き抜く基礎基本を培う」「個性や特性を大きく伸ばし豊かな創造力を養う」「社会に貢献できる能力・態度を育てる」である。
- この目標に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 学校及び教職員の責務

教職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようとする。

教職員は、保護者や各関係者、各関係機関と連携を図り、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

- ・教職員の指導力向上と組織的対応
- ・生徒からの声を確実に受け止め、被害生徒を守り通す
- ・いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げることができる学校づくり
- ・保護者、地域・関係機関との連携

イ 所掌事項

- アンケート調査
- 事例検討会
- 校内研修会
- 相談体制の構築

ウ 会議

定例会は年3回以上

必要に応じて臨時会を招集する。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒部主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

- ・生徒の問題行動に対して、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立する。
- ・生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援する。

イ 所掌事項

○学校いじめ対策委員会を支援する。

○暴行や金銭強要等の犯罪行為、児童虐待等が疑われた場合、学校と連携する。

○生徒の学校内外での行動に関する情報を共有する。

○保護者との連携を強化する。

ウ 会議

必要に応じて隨時行う。

エ 委員構成

王子警察署スクールサポーター、北区児童相談所所員、PTA役員、副校長、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 生徒個々の現状の把握

- ・個人面談
- ・日常の欠席・遅刻・早退の状況

イ 人権尊重の教育

- ・いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気を学校全体で醸成し、いじめにつながる些細な事象を見逃さないように組織的に取り組む。
- ・人権教育プログラムの活用により各学習活動の中で人権教育を充実させる。

ウ 教育活動全般を通じて、生徒の自己肯定感・自己有用感を高める。

(2) 早期発見のための取組

ア いじめ調査

いじめを早期発見するために、生徒に対する定期的ないじめアンケート・面談による聞き取りを実施する。

- ・アンケートの実施 年3回 全生徒対象（6月・9月・12月）
- ・面談 年2回 全生徒対象（4月・12月）

イ いじめ相談体制

- ・スクールカウンセラーによる全員面接
- ・担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーの綿密な連携

(3) 早期対応のための取組

ア 学校いじめ対策委員会の対策方針の共有と徹底
(緊急時対応策の策定・役割分担の明確化・組織的対応)

イ 被害生徒及び通報生徒の安全確保を最優先

必要な措置 人員配置

保護者への連絡・相談体制の構築

ウ 加害生徒に対する組織的・継続的指導

エ 東京都教育委員会・関係機関との連携

東京都教育委員会への報告と支援

警察、児童相談所との連携・協力

(4) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下のように対処する。

ア 被害生徒の保護

スクールカウンセラーによるケア

家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

イ 加害生徒への働きかけ

警察への相談・通報

特別指導体制の構築 保護者への説明

ウ 東京都教育委員会への速やかな報告

連携と支援「いじめ総合対策」

エ 関係機関との連携

学校サポートチームを通じた所轄警察署と児童相談所への相談・支援

5 教職員研修計画

(1) 年3回以上実施

事例研究 教育相談センター講師等依頼

(2) 教育課題研修伝達講習

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校評価アンケートの活用

いじめに関する項目設置

(2) 学校運営連絡協議会及び保護者会の活用

情報発信・共有

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 王子警察署生活安全課との連携・支援

スクールサポーターとの日常的な連絡・相談

(2) 近隣住民との連携

苦情・情報提供への迅速かつ適切な対応

(3) 児童相談所への相談・連携

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 教職員の共通理解と組織的体制の基づく生徒指導実践

(2) 法令等の指導と規範意識の醸成と向上

(3) 学校評価アンケートのいじめ項目の分析による未然防止・早期発見

附則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、令和7年12月19日から施行する。